

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の休業要請等について (石垣市、宮古島市)

1 施設の使用停止の協力要請

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となつて接触機会の低減に取り組むため、対象の事業者には施設の使用停止の協力を要請します。

(1) 協力要請する内容

感染拡大につながる恐れのある接待・接触を伴う遊興施設の使用停止の協力を要請します。

(2) 協力要請する期間

新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項に基づき施設の使用停止の協力を要請する期間は、令和2年8月7日(金)から令和2年8月20日(木)までです。

(3) 区域

宮古島市平良西里・平良下里
石垣市美崎町

(4) 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内訳
接待・接触を伴う遊興施設等	風営適正化法第2条第1項第1号に規定される営業、同法第2条第7項に規定される営業、同法第2条第11項に規定される営業であるいわゆるキャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ、デリヘル

2 協力した事業者への支援について

特措法による協力要請を受けて、8月7日から8月20日の全期間休業に応じていただいた事業者を対象に協力金(20万円)を支給します。

※休業した期間について、後日協力金申請の際の確認資料として写真等を提出できるよう、店舗入り口等への休業期間のお知らせに関する貼り出しや、ホームページ等への掲載を行うこと。

● 問い合わせ先

- ・施設の使用停止の協力要請(対象等)に関すること
新型コロナ対策本部総括情報部 電話：098-866-2014
- ・協力した事業者への支援に関すること
商工労働部 中小企業支援課 電話：098-866-2343
- ・発熱等症状のある方はコールセンター：098-866-2129